

鶴見税務署の印紙税等間接諸税事務について

令和5年7月10日以降、鶴見税務署には間接諸税担当職員がおりません。
鶴見税務署の印紙税等間接諸税事務につきましては、横浜中税務署で次のとおり
行っております。

○ 間接諸税担当職員

鶴見税務署には、間接諸税担当職員が常駐しておりませんので、横浜中税務署
法人課税第2部門から、電話や文書によりお問い合わせをさせていただくことが
あります。

○ 印紙税納付計器への過誤納金充当請求手続への対応

印紙税納付計器への過誤納金充当請求手続は、**事前予約**により対応させていた
だきます。

【事前予約連絡先】

横浜中税務署 法人課税第2部門 電話番号 045-651-1321

※ 税務署にお電話いただきますと、自動音声でご案内いたします。
自動音声にしたがって、「2」番を選択していただき、上記担当までご連絡ください。

○ 間接諸税事務に関する面接相談への対応

間接諸税に関する面接相談は、**事前予約**により対応させていただきます。
※ 事前予約連絡先は、横浜中税務署法人課税第2部門（上記と同じ）です。

○ 間接諸税に関する一般的なご相談等への対応

間接諸税に関する一般的なご相談は、これまでどおり鶴見税務署総合窓口で
対応します。

○ 郵送提出による送付先

郵送等で印紙税等間接諸税に関する申告書、申請書等を提出される方は、次の
郵送先となります。

【郵送先】

〒236-8551 神奈川県横浜市金沢区並木3丁目2番9号
東京国税局業務センター横浜南分室